

仕 様 書

本仕様書は、大阪市生野区役所が開催する、令和7年度生野区紫陽花まつり（以下「イベント」という。）の会場設営・撤去及び音響機器操作等の業務について適用する。

1 業務名

令和7年度生野区紫陽花まつりに係る会場設営・撤去及び音響機器操作等業務委託（概算契約）

2 業務概要

会場設営・撤去、音響及び照明機器操作、司会及び進行、仮設電源設置

3 イベント概要

（1）日時

令和7年6月15日（日）午前10時30分から午後3時（予定） 雨天決行

（2）場所

生野区民センター（住所：大阪市生野区勝山北3-13-30）

（3）内容

文化活動の成果発表の場を提供し、参加者間の交流を図り、生涯学習の取り組みや地域コミュニティ活動等の活性化、活気あるまちづくりの推進に寄与することを目的とし、出展ブース（飲食店・縁日）や屋内ステージ（音楽・舞踊等）を実施する。

4 業務内容

（1）会場設営

令和7年6月15日（日）午前8時30分から午前9時30分までに、別表1「設置品目一覧表（概数）」の準備物について、発注者の提示する図面【別図1】に基づき設置すること。

（2）会場撤去

令和7年6月15日（日）午後2時30分から午後3時30分までにイベント前の状態に回復すること。

（3）音響及び照明機器操作等

別紙1「令和7年度生野区紫陽花まつりの音響及び照明機器操作等に係る特記仕様書」に基づき、音響機器の操作を行うこと。

(4) 司会及び進行

本市が作成する進行台本等に基づき、滞りなくイベントを運営・進行できるよう、イベント司会等に関する十分な能力を有する司会者を開催時間中に配置すること。また、イベント当日までに事前打ち合わせ（１回）を発注者で行うこと。

(5) 仮設電源の設置、撤去

発注者の提示する図面【別図１】のブース１～７に配線を行うこと。（最大１５ｍ）

なお、(１)、(５)について、詳細な出展ブース等の配置等については契約後速やかに提供する。

また、出展ブース開始後の仮設電源の対応については、迅速に対応できる担当者を配置すること。

5 安全対策

設営・撤去作業にあたっては、生野区民センター利用者の安全に十分注意して作業を行うこと。

6 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等、関係法規・基準類等を遵守すること。

7 事前打合せ

受注者は、契約後直ちに次の事項について事前に打合せを行うこと。

- (１) 計画（配置・人員計画含む）
- (２) 概数の確定期限
- (３) 業務実施における注意事項
- (４) その他事業実施に必要な事項

8 提出書類等

- (１) 受注者は、設営、撤去にあたっては、現場責任者を配置し事前に発注者へ氏名を報告するとともに、委託した業務全般において円滑に遂行するため、発注者と調整を行うこと。

9 契約金額

- (１) 契約金額は、現場経費、現場消耗品費等、本業務を執行するために必要な一切の経費とする。
- (２) 受注者は、契約締結後直ちに「経費内訳書」の写しを「12 担当」あて提

出すること。ただし、提出する「経費内訳書」は契約書内のものと同一とすること。

(3) 支払は、受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括で行う。

なお、気象警報の発令等によりイベントの一部又は全部を実施しない場合は、双方の協議のうえ出来高に基づいて支払額を決定する。

10 一括再委託等の禁止

(1) 本業務委託における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 4 業務内容(1)～(5)に記載する業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

11 その他

(1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積書を提

出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。

- (2) 受注者は、仕様書に明示のない場合又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

12 担当

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

生野区役所地域まちづくり課

電話：06-6715-9734

令和 7 年度生野区紫陽花まつりの音響及び照明機器操作等に係る特記仕様書

1 履行場所

生野区民センター（住所：大阪市生野区勝山北 3－13－30）

2 履行日時

令和 7 年 6 月 15 日（日）午前 10 時 30 分から午後 3 時（予定）まで

3 従事人数

音響機器操作等 2 名

照明機器操作等 1 名

4 業務内容

（1）音響機器操作等

生野区民センター内に設置している音響機器を操作し、舞台出演者のプログラムに応じて、舞台演出に適切な音量・音質となるように音響操作を行うこと。

ア 操作機器

①YAMAHA MG24/14FX



②TASCAM



イ 操作場所

生野区民センター 2 階 照明室

ウ その他

（ア）ステージ内容は、カセット又は音源等の使用を想定しており、現在募集中のため未定である。

（イ）リハーサル日は令和 7 年 6 月 7 日（土）、6 月 8 日（日）の 2 日間とする。

両日とも午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする。

(2) 照明機器操作等

生野区民センター内に設置している照明機器を操作し、舞台出演者のプログラムに応じて、舞台演出に合った照明操作を行うこと。

ア 操作機器

株式会社松村電機製作所 F103



イ 操作場所

生野区民センター 2階 照明室

ウ その他

リハーサル日は令和7年6月7日（土）、6月8日（日）の2日間とする。

両日とも午前9時30分～午後5時30分までとする。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市生野区役所企画総務課(連絡先: 06-6715-9001)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市生野区役所企画総務課(連絡先: 06-6715-9001)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市生野区役所企画総務課(連絡先: 06-6715-9001)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

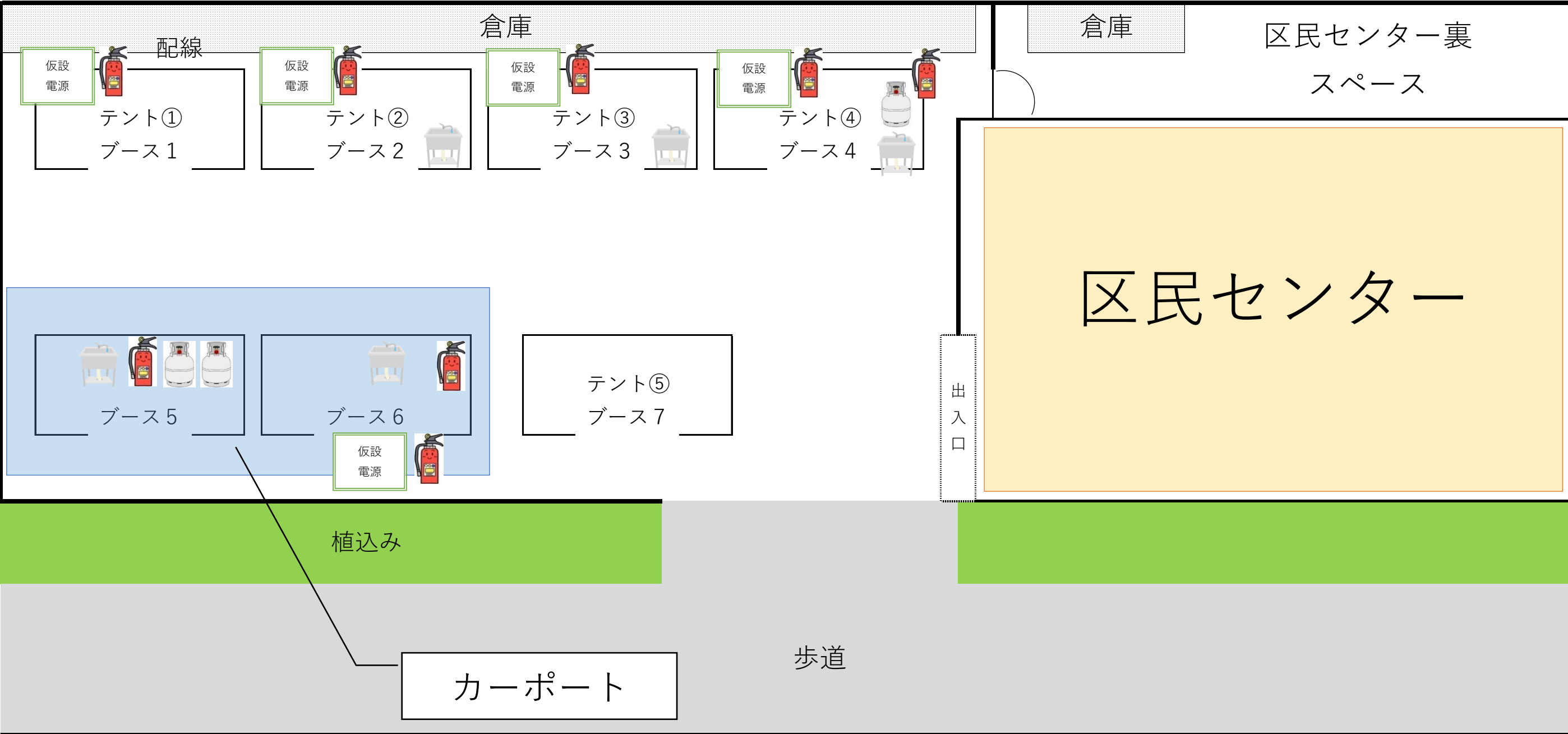
(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者: 大阪市 受注者: 委託先事業者)

北

別図



物品名	個数
消火器	8 本
プロパンガス	3 本
簡易手洗いシンク	5 台
仮設電源 (2.8KVA程度のもの)	5 台

設置品目一覧表（概数）

【別表】

名 称	規格（仕様）	数 量	単位	配置場所
消火器	参考品：ABC10型	8	本	別途指示
プロパンガス	5kg	3	本	
簡易手洗いシンク	一層、給水タンク（40L以上）、シンク、排水タンク（給水量と同等）	5	台	
仮設電源	2.8KVA程度のもの、防音型	5	台	

経費内訳書

令和 年 月 日

名称	合計金額		備考
4 業務内容（１）会場設営、 （２）会場撤去、（５）仮設電 源の設置、撤去	概数	円	
	固定	円	
4 業務内容（３）音響及び照明 機器操作等	固定	円	
4 業務内容（４）司会及び進行	固定	円	
業務委託料総額（税抜）	円		
消費税及び地方消費税相当額	円		
業務委託料総額（税込）	円		

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

記	
事業名称	令和7年度生野区紫陽花まつりに係る会場設営・撤去及び音響機器操作等業務委託（概算契約）
契約終了日	令和7年6月15日（日）
履行場所	生野区民センター

4 業務内容 （1）会場設営、（2）会場撤去、（5）仮設電源の設置、撤去

<概数>

名 称	規格（仕様）	数 量	単位	単価（円）	金額（円）
消火器	参考品：ABC10型	8	本		
プロパンガス	5kg	3	本		
簡易手洗いシンク	一層、給水タンク（40L以上）、シンク、排水タンク（給水量と同等）	5	台		
仮設電源	2.8KVA程度のもの、防音型	5	台		
小計					

<固定>

名 称	規格（仕様）	数 量	単位	単価（円）	金額（円）
その他	・ 車両運搬費 ・ 設営費 ・ 撤去費 ・ 現場管理費 ・ その他会場設営に必要な費用	1	式		
小計					